

IMS 〈イムス〉 グループ 医療法人社団 明生会
イムス札幌リハビリテーション病院
訪問リハビリテーション運営規定

2024年4月1日改訂

第1条 IMS 〈イムス〉 グループ医療法人社団明生会イムス札幌リハビリテーション病院が開設する訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な訪問リハビリテーションを提供し、利用者の家庭における療養生活の質を高め、心身の機能の維持・回復を支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 (1) IMS 〈イムス〉 グループ医療法人社団明生会イムス札幌リハビリテーション病院が実施する訪問リハビリテーションの従事者は、介護保険法または医療保険の定めるところにより、主治医の指示に基づき理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が要介護者等の居宅に訪問して実施する身体機能訓練、療養生活の指導、療養環境（家庭環境）の調整などの訪問リハビリテーションを実施することで、利用者の家庭における療養生活の質を高め、心身の機能の維持・回復を支援することを目的とする。

(2) 訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。

(3) 訪問リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第4条 訪問リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 IMS〈イムス〉グループ 医療法人社団明生会
イムス札幌リハビリテーション病院
- (2) 所在地 札幌市手稲区手稲金山124番地

(従事者の職種・員数及び職務内容)

第5条 訪問リハビリテーションに従事する従業者の職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 理学療法士 1名(常勤兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者 理学療法士 8名(常勤兼務)
作業療法士 5名(常勤兼務)
言語聴覚士 2名(常勤兼務)
従業者は、訪問リハビリテーションの提供に当たる。
- (3) 相談担当者 リハビリテーション科 科長(常勤兼務)
相談担当者は、利用者からの相談及び苦情に対する窓口として対応する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- ①営業日：月曜日から土曜日までとする。
但し、年末年始を除く(12/30午後～1/3)
- ②営業時間：平日 午前8時30分～午後5時30分
土曜日 午前8時30分～午後12時30分

第7条 実施する訪問リハビリテーションは次の通りとする。

- (1) 医師の指示に基づく健康状態の観察、バイタルサインの測定
- (2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士によるリハビリテーション
 - ①身体機能面に関すること
 - ②日常生活動作(移乗・食事動作・歯磨き・排泄・入浴他)に関すること
 - ③言語機能やコミュニケーションに関すること
 - ④食べること(飲み込み)に関すること
 - ⑤居住スペースや療養環境の整備に関すること
- (3) 利用者のご家族に対する、介護のアドバイス

(通常の事業の実施範囲)

第8条 札幌市手稲区・西区（一部地域）・北区（一部地域）・小樽市（一部地域）
石狩市（一部地域）

(利用料その他の費用の額)

- 第9条 (1) 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割負担とする（一部、2割もしくは3割負担）。
- (2) 交通費は実施範囲内の場合において徴収しない。
- (3) 通常実施範囲の区域を越えて行う訪問リハビリテーションに要した交通費は、公共交通機関を利用した場合は実費を徴収する。その他の場合は1回のサービスにつき一律550円とする。
- (4) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者・家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記銘捺印）を受けることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第10条(1) サービスの利用にあたっては、利用申込者又は、その家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。
- (2) 別の医療機関の医師が主治医の利用者の場合、3ヶ月に1回は当医療機関の訪問リハビリテーション指示医の診察を受けるよう利用者及びその家族に対し説明を行う。
- (3) 利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医に連絡を取り、その指示に従う。

(その他運営に関する重要事項)

- 第11条(1) 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- ①採用時研修 採用後6ヶ月以内
②継続研修 年1回
- (2) 従業者は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- (3) この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項はIMS〈イムス〉グループ医療法人社団明生会IMS札幌リハビリテーション病院と事業所の管理者との協議について定めるものとする。